

快気堂薬局重要事項説明書

(事業の目的)

1. 快気堂薬局、又は快気堂薬局上粕屋店（以下、「薬局」という）が行う居宅療養管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治医の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

(運営方針)

1. 要介護者又は要支援者（以下、「利用者」という）の意志、人格を尊重し利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。
2. 地域との結びつきを尊重し、市町村、居宅介護支援事業者、ほかの居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の条件を満たすものとします。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者薬剤管理指導の届け出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に対して、秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他の職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。
 - ・居宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(事業所の名称)

① 快気堂薬局

所在地 神奈川県伊勢原市伊勢原 1-16-4

TEL 0463-95-0234

時間外は携帯電話で対応

TEL 080-4939-2745

② 快気堂薬局上粕屋店

所在地 神奈川県伊勢原市上粕屋 227-8

TEL 0463-97-6003（時間外は転送で対応）

(従業者の職種、員数)

①快気堂薬局

1. 管理者及び管理薬剤師 関野智浩
 2. 訪問薬剤師 関野智浩、雨宮由加、川人舞
 - ・指導に必要な研修を受講。
 - ・保険薬剤師の登録。
- 他、薬剤師1名、事務員3名従事しています。

②快気堂薬局上粕屋店

1. 管理者及び管理薬剤師 杉本秀吉
 2. 訪問薬剤師 杉本秀吉、梶浦真由美、尾下勝一、川人舞、松本紗代
 - ・指導に必要な研修を受講。
 - ・保険薬剤師の登録。
- 他、薬剤師1名、事務員3名従事しています。

(職務の内容)

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導は、医師、歯科医師の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が利用者のADLやQOLに及ぼしうる影響を確認し、適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に役立つようアドバイスいたします。
2. 訪問等に行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成すると共に、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告します。

(営業日及び営業時間)

- ・原則として営業日、営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し祝祭日、12月30日から1月3日までを除きます。
- ・営業時間
 - ① 快気堂薬局 通常、月～金曜の午前9時から午後6時30分まで、土曜の午前9時から午後6時までとする。但し緊急時を除きます。
 - ② 快気堂薬局上粕屋店 月～水、金曜の午前8時30分から午後6時まで、木、土曜の午前8時30分から午後5時半までとする。但し緊急時を除きます。
- ・転送電話にて24時間常時連絡が可能な体制をとります。

(通常事業実施地域)

1. 通常の実施地域は伊勢原市、厚木市、秦野市、平塚市とします。

(指定居宅療養管理指導の内容)

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導の主な内容は次の通りとします。
 - ・処方せんによる調剤（状態に合わせた調剤上の工夫）

- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管、管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用早期発見
- ・ADL、QOL等に影響を及ぼす使用薬剤の確認
- ・使用薬剤、用法、用量等に関する、医師等への連絡調整
- ・麻薬製剤の管理とその評価
- ・病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
- ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、介護・福祉における相談応需

(利用料)

1. 介護保険法の告示上の額とします。
2. 居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとします。
3. 月4回を限度に、利用者より以下の居宅療養管理指導料を徴収致します。

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

1割の場合1回につき518円、2割の場合1036円、3割の場合1554円の利用者負担を月4回まで徴収致します。但し、例外として特別な医療の場合月8回の訪問を要することがあります。

(単一建物居住者2～9人に対して行う場合)

1割の場合1回につき379円、2割の場合758円、3割の場合1137円の利用者負担を月4回まで徴収致します。(情報通信機器を用いた場合、1回につき1割の場合46円、2割の場合92円、3割の場合138円、月4回まで。)但し、例外として特別な医療の場合月8回の訪問を要することがあります。)

(その他の場合)

1割の場合1回につき342円、2割の場合684円、3割の場合1026円の利用者負担を月4回まで徴収致します。(但し、例外として特別な医療の場合月8回の訪問を要することがあります。)

(情報通信機器を用いた場合)

1割の場合1回につき46円、2割の場合92円、3割の場合138円、月4回まで徴収致します。

医療用麻薬持続注射療法を用いる場合は1割の場合1回につき250円、2割の場合500円、3割の場合750円を別途徴収致します。また、在宅中心静脈栄養法を用いる場合、1割の場合1回につき150円、2割の場合300円、3割の場合450円を別途徴収致します。管理指導料とは別に、薬剤費等は医療保険の負担割合に応じた額が発生します。特定疾患の一部、生保、

特別な医療は除きます。

(緊急時等における対応方法)

居宅療養管理指導の実施中に、利用者の症状急変その他緊急事態が生じた場合速やかに主治医等に連絡します。

(その他、運営に関する重要事項)

1. 薬局は、社会的使命を十分認識し、従事者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務形態の整備をします。
2. 従業者は業務上知り得た患者、家族の秘密を漏洩しません。
3. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、また、家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を得る事とします。
4. 快気堂薬局グループ内において、サービスを請け負う薬局が変更になった際は速やかに当該家族に報告します。

(契約外条項)

この契約及び介護保険法の関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

(苦情申し立て窓口)

当事業者のサービスの提供にあたり、苦情や相談がある場合、下記までご連絡ください。

代表取締役 山口寿則

連絡先 TEL 0463-97-6003

本規定は令和6年12月1日より施行します。

当事業者は_____様に対する居宅療養管理指導サービスの提供に当たり重要事項説明書に基づき説明いたしました。

(乙) 有限会社 快気堂薬局

神奈川県伊勢原市伊勢原 1-16-4

事業所 快気堂薬局

事業所 快気堂薬局上粕屋店

説明者氏名 代表取締役 山口寿則 印

上記重要事項説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

住所 _____

電話番号 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____ 印